

第1節 災害対策本部の組織

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第1節「災害対策本部の組織」を準用する。
 （ただし、「1 災害対策本部の設置（2）」及び「3 災害対策連絡本部の設置（1）」は以下の通り）

（2）災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 特別警報※の発表時 （※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報） 2 市内の大半の地域に対し、避難指示等を発令する状況のとき 3 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 4 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。

区分	災害対策本部設置基準
最上川水位	最上川の水位（小出観測所）がはん濫危険水位（12.80m）に到達することが予想される場合
置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合
置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合
土砂災害	市内の複数の土砂災害警戒区域において、避難指示等発令の基準に達することが予想される場合
累加雨量	小出観測所の累加雨量が150ミリを超え、かつ時間雨量が30ミリを超えることが予想される場合

3 災害対策連絡本部の設置

市長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、市内の一部地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。

（1）連絡本部の設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等を発令する状況のとき ・市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部の設置基準に達しないとき ・その他、市長が特に必要と認める場合
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき ・災害対策本部を設置したとき
------	----------------------------------------------------------------------------------------------

細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。

区分	災害対策連絡本部設置基準
最上川水位	最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合
置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合
置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合
土砂災害	高齢者等避難発令の基準に達することが予想される場合
累加雨量	小出観測所の累加雨量が 100 ミリを超え、かつ時間雨量が 30 ミリを超えることが予想される場合

第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる市職員の動員体制について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。（ただし、「2 職員の動員配備体制 (1)」は以下の通り）

2 職員の動員配備体制

(1) 配備体制の基準

市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲
第1次配備	<p>危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※危機管理参与が不在の場合は、総務参事、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・連絡体制の確認 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信 	<p>気象警報（大雨、洪水）発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 危機管理参与、総務参事 ※ 厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ 総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇ 総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇ 危機管理室職員
第2次配備	<p>市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。</p> <p>※ 市長が不在の場合は、副市長、政策推進監の順で本部長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報への電話対応 ・現場への出動 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信（防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、 	<p>避難指示等を発令する状況</p>	<p>第1次配備要員に加えて以下の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 消防本部からの連絡員 ◇ 係長以上の全職員 ◇ 避難所担当職員 ◇ 地区対応職員 ◇ 現場対応職員 ◇ 保健師職員（避難所担当職員、施設対応職員を除く）

<p>第3次配備 (非常配備体制)</p>	<p>市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、政策推進監の順で本部長を代行する。</p>	<p>ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等) ・マスコミ対応 ・その他各班の業務</p>	<p>大半の地域に避難指示発令の状況 特別警報発表</p>	<p>◇ 全職員</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--------------

- ・ 各部門、各課に初動マニュアル等の参集基準がある場合はそれに従うこととする。
- ・ 市長が特に必要と認めた場合は、上記の配備設置判断基準によらず参集する場合がある。
- ・ 職員は、長井市に大雨又は洪水警報が発表されたら（特別な事情がない限り）市内に待機し、参集に対応できる態勢をとること。
- ・ 参集の連絡はメールによって行い、それができない場合は電話連絡を行う。
- ・ 連絡を受けたときの参集場所は、特別な指示がない限り、災害対策本部職員、現場対応職員は市役所総務課に、避難所担当職員は担当する避難所に、地区対応職員は担当するコミセンに、その他の職員は各自の勤務先に参集することとする。
- ・ 早期注意情報（警報級の可能性）、気象注意報（大雨、洪水）が発表された場合は、危機管理室の職員が、継続的に防災気象情報等を把握する。

第3節 広域応援体制

大規模な災害が発生し、本市だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第3節「広域応援体制」を準用する。

第3節の2 被災自治体等への広域応援計画

山形県外の都道府県において大規模な災害が発生した場合における、被災自治体等への広域応援について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第3節の2「被災自治体への広域応援計画」を準用する。

第3節の3 広域避難計画

大規模な災害が発生した場合に、市の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難者受入れの手順等について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第3節の3「広域避難計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第5節「県消防防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第6節 気象情報等の収集・伝達

気象に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関に速やかに伝達する。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 気象予警報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

山形地方气象台(気象庁)が発表する気象注意報、気象警報の種類及び発表基準は以下のとおりである。

気象庁は予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに、地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため、特別警報を発表する。なお、市は特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報 【警戒レベル5相当情報】	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、

		「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報【警戒レベル4相当情報】	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報【警戒レベル3相当情報】	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報【警戒レベル4相当情報】	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	注意報	大雨注意報【警戒レベル2～3相当情報】※
洪水注意報【警戒レベル2】		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障

		害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 【警戒レベル2 ～4相当情報】	台風や低気圧等による海面の異常な上昇予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

(2) 特別警報、警報、注意報発表基準

長井市	府県予想区	山形県	
	一次細分区域	置賜	
	市町村等をまとめた区域	西置賜	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合

	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 106	
	洪水	流域雨量指数基準	草岡川流域=9.3、置賜野川流域=22.1、水無川流域=5.9、逆川流域=8.8、大沢川流域=5	
		複合基準	置賜野川流域=(5、19.5)	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 40 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 45 cm
	波浪	有義波高	-	
高潮	潮位	-		
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 7	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 80	
	洪水	流域雨量指数基準	草岡川流域=7.4、置賜野川流域=17.6、水無川流域=4.7、逆川流域=7、大沢川流域=4	
		複合基準	最上川流域=(6、36.5)、草岡川流域=(5、5.8)、置賜野川流域=(5、15.6)、置賜白川流域=(6、17.1)、水無川流域=(5、4.7)、逆川流域=(5、6.8)	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 30 cm
	波浪	有義波高	-	
	高潮	潮位	-	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最少湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 180 cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 300 cm 以上 ④12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			

	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が - 2℃より高い場合	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が - 7℃以下、又は - 4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が - 3℃以下が数日続くとき	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm	

【警報・注意報基準一覧表の見方】

- ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。
また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- エ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- オ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄をーで示している。
- カ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は、「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は、「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- キ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内に おける基準の最低値を示している。
- ク 洪水の欄中、「〇〇川流域=25」は、「〇〇川流域の流域雨量指数25以上」を意味する。
- ケ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警

報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) その他の注意報・警報

ア 地面現象警報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象情報に含めて発表される。

イ 地面現象注意報

大雨等による山崩れ、地すべり等によって被害が起こるおそれがあると予想される場合に、他の気象注意報に含めて発表される。

ウ 浸水警報

浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、大雨警報の本文に含めて発表される。

エ 浸水注意報

浸水によって被害が予想される場合に、大雨注意報の本文に含めて発表される。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上</p>

	<p>で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）【警戒レベル1※】

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。

なお、大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1の情報であり、最新の防災気象情報等に留意する。

(6) 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常を発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）

され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

(8) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 指定河川洪水予報【警戒レベル2～5相当情報〔洪水〕】

国土交通省山形河川国道事務所と山形地方气象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当 情報〔洪水〕】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当 情報〔洪水〕】	次表（※）の予報基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当 情報〔洪水〕】	次表（※）の予報基準点の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続し

		<p>ているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	<p>氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>	<p>次表（※）の予報基準点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

※予報地点となる河川の水位観測所

所管名	河川名	観測所	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)
山形河川 国道事務所	最上川上流	小出	12.00m	12.60m	12.80m
	置賜白川	小出	12.00m	12.60m	12.80m

(10) 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標 題	概 要
<p>氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報 [洪水]】</p>	<p>次表（※）の予報基準点の水位が、氾濫危険水位に達したときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
<p>氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】</p>	<p>次表（※）の予報基準点の水位が、避難判断水位に達したときに発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>

※予報地点となる河川の水位観測所

所管名	河川名	観測所	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)
山形県	置賜白川	小白川	2.50m	2.90m	3.00m
	置賜野川	平山	1.30m	1.50m	1.80m

3 国土交通省山形河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報

(1) 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等によりはん濫注意水位（警戒水位）を越え又は越える恐れがあり、なお増水が予想されるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位等、水防活動に必要な状況を通知するとともに、越水・漏水など特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

(2) 各対象量水標の水防警報の範囲

所管名	河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	情報	その他事項
山形河川国道事務所	最上川上流	小出	行わない	11.50mに達し、はん濫注意水位を上回ることが予想されるとき	12.00mに達し、なお増水の恐れがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	雨量の状況に応じ水防活動に必要と認められたとき	
	置賜白川	小出	〃	11.50m 〃	12.00m 〃	〃	〃	
山形県	置賜白川	小白川	〃	2.00m 〃	2.50m 〃	〃	〃	水門・樋門の開閉は状況に応じ行う

4 県が行う水位情報の通知及び周知（水位周知河川）

(1) 水位周知河川の水位観測所

所管名	河川名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)
山形県	置賜白川	小白川	2.00m	2.50m	2.90m	3.00m
	置賜野川	平山	1.10m	1.30m	1.50m	1.80m

5 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

本県においては、山形地方気象台が村山、最上、置賜及び庄内を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県防災危機管理課を通じて市及び消防本部に伝達される。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、広報車及び消防自動車等により速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報するものとする。

第7節 災害情報等の収集・伝達

災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、市及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、県及び関係期間への伝達と、市民への情報伝達を行う。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第7節「災害情報等の収集・伝達」を準用する。

第8節 通信の確保

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第8節「通信の確保」を準用する。

第9節 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等協力して行う広報活動について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第9節「広報活動」を準用する。

第10節 避難計画

災害発生時における危険や派生する二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、市及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

1 災害発生時の各主体の責務

(1) 市民の責務

- ア 自らの責任において、自身とその保護する者の安全を確保する。
- イ 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火にあたる。
- ウ 家族及び近隣者、要配慮者(高齢者や障がい者など避難行動に時間を要する者)の安否を確認し、避難行動に際しての支援を行う。
- エ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- オ 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- カ 市が指定した避難所以外に避難する場合には、市に避難先を連絡する。

(2) 企業・事業所等の責務

- ア 不特定多数の人が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- イ 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- ウ 近隣での住民の救助活動に協力する。

(3) 市の責務

- ア 災害発生後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- イ 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- ウ 避難者の状況及びニーズを把握する。
- エ 二次災害(浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等)の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難指示等を発令する。

2 住民等の自主的避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、自主防災会長等を通じて市へ避難先、避難人数等を連絡するように務める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者

等の災害時要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

3 行政の避難指示等(警戒レベル)に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 市及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等(警戒レベル)の発令を適切なタイミングで実施するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等(警戒レベル)の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

イ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示等(警戒レベル)の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に提供する。市は、その情報を基に速やかに避難指示等(警戒レベル)を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等(警戒レベル)は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける

避難指示	4	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 ----- 市町村長→（報告）→知事
		知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 ----- 市長→（報告）→知事
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき （水防法第29条） ----- 水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき （地すべり等防止法第25条） ----- 知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
		警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合 （災害対策基本法第61条） ----- 警察官→（通知）→市町村長→（報告）→知事
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第4条）

			警察官→（報告）→公安委員会
	海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 ・立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合（災害対策基本法第61条）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
			海上保安官→（通知）→市町村長→（報告）→知事
			自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者（6師団長等）

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

イ 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 <p>〕</p> <p><市町村から避難指示が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 <p>〕</p>

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害発生又は切迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

ウ 避難指示等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令基準

警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令基準は、下記のいずれの災害においても、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。

高齢者等避難、避難指示は、以下の通りである。

区分	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
土砂災害	<p>判断基準</p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>②警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>①「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>②土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※①を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、②の災害発生を確認しても、警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
	<p>対象地域</p> <p>・土砂災害警戒区域を含む地区からメッシュ情報（赤）を加味して選定</p>	<p>・土砂災害警戒区域を含む地区からメッシュ情報（紫）を加味して選定</p> <p>・前兆現象が発見された地区</p>	<p>・土砂災害警戒区域を含む地区からメッシュ情報（黒）を加味して選定</p> <p>・人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された地区</p>

最上川氾濫	判断基準	<p>①小出観測所の水位が、12.60m（避難判断水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>②小出観測所の水位が、12.80m（氾濫危険水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>③洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①小出観測所の水位が、12.80m（氾濫危険水位）に到達したと発表された場合</p> <p>②小出観測所の水位が、12.80m（氾濫危険水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位15.00mに到達することが予想される場合</p> <p>③洪水の危険度分布で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>④堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>⑤ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）、または、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①小出観測所の水位が、氾濫開始相当水位15.00mに到達した場合</p> <p>②洪水の危険度分布で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>③堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>④堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>
	対象地域	<p>浸水想定区域を含む全地区（下伊佐沢地区を除く）</p> <p>※該当地区は次頁末項</p>	<p>浸水想定区域を含む全地区（下伊佐沢地区を除く）</p> <p>※該当地区は次頁末項</p>	<p>浸水想定区域を含む全地区（下伊佐沢地区を除く）</p> <p>※該当地区は次頁末項</p>

判断基準	<p>①糠野目観測所の水位が、12.90m（避難判断水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>②糠野目観測所の水位が、13.30m（氾濫危険水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>以下、③④⑤は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ</p>	<p>①糠野目観測所の水位が、13.30m（氾濫危険水位）に達したと発表された場合</p> <p>以下、③④⑤⑥は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ</p>	<p>逆川合流点付近において、</p> <p>①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合</p> <p>②越水・溢水が発生した場合</p>
	対象地域	下伊佐沢地区	下伊佐沢地区

置賜野川氾濫	判断基準	<p>①平山観測所の水位が、1.50m（避難判断水位）に到達した場合</p> <p>②平山観測所の水位が、1.30m（氾濫注意水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したり、上流で大量又は強い降雨が見込まれ、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となる様な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤ダム管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の情報があった場合。</p>	<p>①平山観測所の水位が、1.80m（氾濫危険水位）に到達した場合</p> <p>②平山観測所の水位が、1.50m（避難判断水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したり、上流で大量又は強い降雨が見込まれ、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ダム管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合。</p> <p>⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となる様な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。または、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等による決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>
		<p>（浸水） 屋城町、舟場、十日町、幸町、清水町、横町、緑町、野川地区 あけぼの町、荻、芳野、久保町、南東、北東、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原地区 平田、上郷、谷地地区</p> <p>（河岸浸食）野川沿いの地域</p>	<p>（浸水） 屋城町、舟場、十日町、幸町、清水町、横町、緑町、野川地区 あけぼの町、荻、芳野、久保町、南東、北東、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原地区 平田、上郷、谷地地区</p> <p>（河岸浸食）野川沿いの地域</p>	<p>（浸水） 屋城町、舟場、十日町、幸町、清水町、横町、緑町、野川地区 あけぼの町、荻、芳野、久保町、南東、北東、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原地区 平田、上郷、谷地地区</p> <p>（河岸浸食）野川沿いの地域</p>

置賜白川氾濫	判断基準	<p>①小白川観測所の水位が、2.90m（避難判断水位）に到達した場合</p> <p>②小白川観測所の水位が、2.50m（氾濫注意水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したり、上流で大量又は強い降雨が見込まれ、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となる様な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤ダム管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の情報があった場合。</p>	<p>①小白川観測所の水位が、3.00m（氾濫危険水位）に到達した場合</p> <p>②小白川観測所の水位が、2.90m（避難判断水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したり、上流で大量又は強い降雨が見込まれ、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ダム管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合。</p> <p>⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となる様な強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。または、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等による決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>
	対象地域	<p>（浸水）</p> <p>館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、大町、ままの上、東町、屋城町、舟場、十日町、緑町地区</p> <p>八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、波華、向、水口地区</p>	<p>（浸水）</p> <p>館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、大町、ままの上、東町、屋城町、舟場、十日町、緑町地区</p> <p>八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、波華、向、水口地区</p>	<p>（浸水）</p> <p>館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、大町、ままの上、東町、屋城町、舟場、十日町、緑町地区</p> <p>八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、波華、向、水口地区</p>

最上川氾濫区分における避難指示等の対象地域

＜浸水＞

日の出町、館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、本町南、本町北、ままの上、東町、屋城町、舟場、金井神、栄町、大町、十日町、横町、緑町地区

芳野、上宿、久保町、南東、北東、八反田、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原、白兔東、森上、森中、森入、穴堰、柏林、生僧地区

八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、水口、向、河井地区 下伊佐沢地区

＜河岸浸食＞

舟場、金井神の最上川沿いの地域

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁提供）

1km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が表示され、常時10分毎に更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

※2 土砂災害危険度情報とは、県の提供する情報で、土壌雨量指数と時間積算雨量から

1km四方の領域ごとに3時間先までの土砂災害発生の危険度を判定する。

エ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項

(ウ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること

(エ) 避難の広報

- a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、緊急速報メール等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。
- b 市は、避難行動要支援者への避難指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 市は、危険の切迫性に応じ、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

オ 避難指示を実施した場合の報告

(ア) 知事への報告

市長は、避難指示を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が単独で避難の指示を実施したときは、市長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

(イ) 長井警察署への連絡等

避難指示は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

カ 避難の誘導

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(ア) 避難誘導体制

a 住民等は相互に協力して、可能な限り各地区、地域、職場、学校等を単位とした集団で避難を行うこととする。

b 避難誘導は、市、長井警察署、消防本部、消防団、各地区、自主防災組織等が協力し行うものとし、避難場所及びその周辺等に避難誘導員（市職員、消防団員及び協力住民）をその都度配置し、避難に対して万全を期することとする。

なお、誘導にあたっては次の点に留意することとする。

(a) 避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

(b) 誘導経路は、出来る限り危険な橋・堤防・その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(c) 危険地点には、標示・縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(d) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(e) 誘導中は、水没・感電等の事故防止に努める。

c 消防本部は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘察し、最も安全と思われる避難方向を市及び警察署に通報することとする。

d 長井警察署は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行の確保にあたるものとする。

e 市は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼することとする。

(イ) 避難路の安全確保

a 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官の協力を得て、避難路上にある障害物の除去にあたるものとする。

b 市は、必要に応じて、県に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請することとする。

(ウ) 避難の順位

統制が可能な場合は、避難の順位は、妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

(エ) 避難の手段

a 避難者は徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が困難な場合は、地域や自主防災組織が協力して避難を行うこととする。

b 市は、必要に応じて、車両等を活用し、市民を迅速かつ安全に避難させるものとする。

(オ) 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

キ 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。

4 学校等における避難

(1) 計画及び実施者

避難の計画及び実施者は、県立学校及び私立幼稚園にあつては学校長及び園長とし、市立学校及び児童センター等にあつては学校長及び施設長とする。

(2) 避難誘導

引率者は管理者の指示を的確に把握して、あらかじめ計画に定められた避難順序に従って正しく誘導するものとする。

(3) 小規模移送の方法

避難者が自力により立ち退くことが不可能な場合には、市が、車両、舟艇等により移送するものとする。

5 医療機関等における避難

(1) 避難誘導

医療機関等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者について適当な人数ごとに自治組織を編制させ、重症者、老幼婦女子を優先して誘導するものとする。

(2) 移送方法

医療機関等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認める時は、医師、看護師等を引率者として直ちに患者の移送を行うものとする。

(3) 避難場所等の確保

医療機関等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両等を確保し、保管場所を定めておくものとする。

6 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命又は身体に対

する危険を防止するため特に必要と認められたとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
	警察官 又は海上保安官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。	災害対策基本法第63条第3項
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第23条の2
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第28条
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員、消防団員から要求があったとき。	消防法第28条
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第21条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展開等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図るものとする。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れることとする。

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第11節 避難所の運営

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、市、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章11節「避難所の運営」を準用する。

第12節 救助・救急活動

災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出救助するための対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第12節「救助・救急活動」を準用する。

第13節 医療救護活動

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために市及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第13節「医療救護活動」を準用する。

第14節 水防活動

水防活動については、長井市防災会議により策定された別紙資料編に掲げる水防計画に定めるところによる。

第15節 行方不明者の搜索及び遺体の処置等

大規模な災害による建物の倒壊や火災等により発生する行方不明者の搜索及び遺体の処置、収容、埋葬に関し、主として市が実施する災害応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第16節「行方不明者の搜索及び遺体の処置等」を準用する。

第16節 交通の確保及び規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第17節「交通の確保及び規制」を準用する。

第17節 緊急輸送

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第18節「緊急輸送」を準用する。

第18節 労働力の確保

災害により被害が生じ応急対策が急務となった場合において、災害応急対策の円滑化を図るため、災害応急対策に必要となる労働力及び技術者の動員について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第19節「労働力の確保」を準用する。

第19節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、電話等のライフラインは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害によりこれらの施設や設備が被害を受けた場合においても、応急工事等により、円滑な供給を実施できるよう、その対策について定める。

※ 本節については、第2編震災対策編第2章第20節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第20節 土砂災害防止施設の応急対策

治山、砂防等の管理者は、災害により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 災害発生時の対応

(1) 点検と巡視

各施設の管理者は、災害が発生した場合、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施し、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立するものとする。

(2) 異常を発見した場合の措置

各施設の管理者は、点検、巡視により施設の異常や被災を確認した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、次により住民の安全確保のための措置を実施するものとする。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための避難指示及び避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

災害発生後は、それまでの降雨状況等により崖崩れや地滑り等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進めるものとする。

ア 危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、災害に伴って更なる地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、必要な応急対策を実施するものとする。

イ 監視の継続

災害直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、

各施設の管理者は関係機関と連携して、災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

イ 地すべり防止施設

災害により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第21節 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、災害発生後は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、点検、巡視によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査し関係機関と密接な連携のもと、次により応急措置を実施するものとする。

(1) 河川管理施設

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

2 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第22節 農地・農業用施設の応急対策

災害発生時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 被災状況の把握

市は、関係団体等と連携のうえ、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 市は、農地及び農業用施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係団体等に対し応急措置の指導を行うものとする。

(2) 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次により応急対策を実施するものとする。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、市、県、警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、原因箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。

ウ 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害拡大のおそれがある場合は点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を行い、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとるものとする。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第23節 農林業災害の応急対策

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、市が実施する災害応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第24節「農林業災害の応急対策」を準用する。

第24節 応急給水

災害が発生した場合、被災地において災害のため飲料水等が枯渇し又は汚染し、被災者の生命維持及び人身安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活水の確保について、最低限必要な量の給水を行い、被災者の保護を図るものとする。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第25節「応急給水」を準用する。

第25節 食料の供給

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じた場合又は支障が生じるおそれがある場合において実施する災害応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第26節「食料の供給」を準用する。

第26節 生活必需品の給与

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、市が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第27節「生活必需品の供給」を準用する。

第27節 防疫・保健衛生対策

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、市が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第28節「防疫・保健衛生対策」を準用する。

第28節 廃棄物の処理対策

災害に伴い発生する被災地のがれき(災害廃棄物)、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、市が実施する廃棄物処理対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第29節「廃棄物の処理対策」を準用する。

第29節 障害物の除去対策

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、それを除去する以外に居住の方法がない者の保護を図るとともに、道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保するための応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第30節「障害物の除去対策」を準用する。

第30節 文教対策

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第31節「文教対策」を準用する。

第31節 要配慮者の応急対策

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、市及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第32節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第32節 応急住宅対策

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第33節「応急住宅対策」を準用する。

第33節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害が発生し、災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第34節「災害救助法の適用」を準用する。

第34節 自発的支援の受入

災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、市及び関係機関が実施する対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第35節「自発的支援の受入」を準用する。